

「考えられる検察審査会制度改正の概要について」の説明

平成15年12月10日
裁判員制度・刑事検討会
座長 井上正仁

第1 作成の経緯

このペーパーの作成に至る経緯及びその性格については、「考えられる裁判員制度の概要について」の説明（平成15年10月28日配布）の第1で述べたとおりです。

第2 全体の構成について

このペーパーの全体の構成は、「考えられる裁判員制度の概要について」と同様、基本的に、事務局が作成した「検察審査会制度について」のたたき台の構成に従っています。また、たたき台の内容を変更した部分、あるいは、たたき台では選択肢の形で示されていた点について一つに絞ったり、まとめたりした部分については、分かりやすいように、赤字で記載しております。

以下、順次説明させていただきます。

第3 内容の説明

1 「1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与」について

(1) いわゆる法的拘束力のある議決の種類

まず、1頁、「(1) 議決の種類」においては、起訴相当の議決に法的拘束力を付与するものとしております。

たたき台にも同じ案が掲げられており、検討会でもご異論のなかったところですので、それに従いました。

(2) いわゆる法的拘束力のある議決の要件

1頁の「(2) 議決の要件」については、たたき台とは構成が若干異なっ

ておりますが、基本的に、いわゆる二段階案を採ることとし、その上で、最初の起訴相当の議決から法的拘束力のある起訴相当の議決に至る手続の流れに沿う形で、法的拘束力のある議決の要件を示したものです。

たたき台では、検察審査会の最初の議決の後、検察官が再捜査をし処分を再考してもなお公訴を提起しなかった場合に、検察審査会が再度審査をし、起訴を相当とするときに、法的拘束力のある議決をすることができるものとする二段階案と、そのような要件はもうけず、最初から検察審査会は法的拘束力のある議決をすることができるものとする一段階案が掲げられており、検討会の議論では、それぞれの案を支持するご意見がありましたが、二段階案を支持するご意見がやや多かったと理解しております。

その際にもご指摘があったとおり、二段階案は、慎重な手続を経ることにより、検察審査会の公訴提起の判断がより適正なものとなることが期待でき、被疑者・被告人の人権保障の観点からも、相当であると考えられることや、検察審査会が起訴相当と判断したときも、本来公訴提起の任にあたる検察官に再考させ、なるべく通常の形で訴追を行わせるのが適切だと思われることなどから、二段階案を採ることとしました。

具体的には、まずアで、検察審査会が、法的拘束力のない起訴相当の議決を行ったときは、検察官は、速やかに処分を再考しなければならないものとしております。

そして、イ(ア)で、アによる再考において、検察官が、不起訴処分をしたとき、又は、法的拘束力を有しない起訴相当の議決後3か月以内に公訴を提起しなかったときは、審査申立人が別段の意思を表示したときを除き、検察審査会は、再度、当該事件について審査を行うものとしています。

また、イ(イ)では、(ア)の3か月という期間は、検察官が3か月を超えない範囲で延長を必要とする期間と、その理由を検察審査会に通知したときは、その期間に限り延長されるものとする案をお示しました。

たたき台では、二段階案の中でも、検察審査会が二段階目の審査をする前提として、改めて審査申立あるいは職権審査の議決を要するという案と、審査申立等を経ることなく、二段階目の審査をするという案の2通りの案が示されていたわけですが、検討会の議論でもご指摘がありましたように、

改めて審査申立等を要するとするのは、申立人の負担などを考えると適当ではないと考えられます。同時に他方、例えば、審査申立人が、被疑者との間で示談が成立したといった理由から再度の審査を求めない場合などまで、必ず二段階目の審査を行うものとするのも適切ではないでしょう。そこで、お示ししたような案としたものです。

また、たたき台の二段階案では、検察審査会が再度の審査を始めるまでの期間は「一定期間」とされており、具体的に示されておりませんでした。が、検討会において、原則は3か月としつつ、例えば、鑑定等のためにそれ以上の期間が必要となる場合もあるので、検察官の通知により、更に3か月に限って延長されるものとするべきであるとのことのご意見があったことを踏まえて、期間についても具体的に明記した案とした次第です。

なお、たたき台にも記載されていたところですが、検察審査会が、二段階目の審査において、不起訴不当の議決をすることができるものとする、再度検察官が処分を見直すことになり、公訴が提起されるのかどうか未確定の状態がさらに継続することとなってしまいます。それは、被疑者の立場を考えますと適当ではないと思われまので、二段階目の審査においては、不起訴を不当とする議決をすることはできないものとししました。

次のウでは、検察審査会による二段階目の審査で法的拘束力のある起訴相当の議決を行うためには、検察官に対し、検察審査会議に出席して、最初の起訴相当の議決にかかわらず公訴を提起しなかったことに関して意見を述べる機会を与えることを必要条件としています。これは、検討会でのご意見の大勢を踏まえたものです。

(3) いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

次に、2頁の「(3) いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方」においては、法的拘束力のある起訴相当の議決後、その議決書謄本の送付を受けた裁判所が、公訴提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定し、その指定を受けた弁護士が、議決に従い、当該事件について公訴の提起及びその維持をするため、裁判の確定に至るまで検察官の職務を行うものとするが、司法警察職員等に対する捜査の指揮は、検察

官に囑託して行わなければならないものとする、という案をお示ししております。これは、基本的に、たたき台のB案によったものです。

たたき台では、このほかに、公訴の提起は、検察審査会が裁判所に起訴状に相当する書面を直接送付することによるが、公訴の維持は指定弁護士によるものとするA案、それに、検察官が議決に従い公訴の提起及びその維持に当たるものとするC案も掲げられておりましたが、検討会の議論では、B案を相当とすることのご意見が多数であったといえます。

その際もご指摘がありましたように、C案については、不起訴処分を一貫して維持した検察官が公訴維持に当たるものとするのは、公正らしさという点で問題があり、国民の納得が得られないおそれがあるように思われます。A案についても、検察審査会にそこまでの役割を担わせるのは検察官の不起訴処分の当否を審査するという検察審査会本来の性格になじむのかという問題や、略式命令によることが相当な事案につき略式請求手続をとることが困難となるという問題があります。そこで、基本的には、そのような難点を伴わないB案を採用するのが妥当だと考えた次第です。

ただ、そのB案では、指定弁護士を指定する裁判所について、検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所とされておりましたが、その地方裁判所やその管轄区域内の裁判所には当該事件についての管轄権がないことも考えられます。その場合には、管轄区域外の裁判所に公訴が提起され、そこで公判が行われることになるのに、そのために活動する弁護士を、検察審査会の所在地を管轄するだけの地方裁判所が指定するというのは適当ではないと思われましたので、「事件につき管轄権を有する地方裁判所又は管轄権を有する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」というように変更しました。「又は」以下は、例えば、事件が簡易裁判所の専属管轄に属する場合のことであり、そのような場合でも、指定弁護士の指定は、地方裁判所が行うものとするのが適切だと考えたことによります。

また、検討会においては、指定弁護士の捜査権限についても議論がありましたが、指定弁護士は「検察官の職務を行う」ものとしつつ、司法警察職員等に対する捜査の指揮は、検察官に囑託して行うという案といたしました。これは、現行刑事訴訟法の付審判の制度における指定弁護士の権限

に倣ったものです。

検討会の議論でも複数の委員からご指摘があったように、「検察官の職務を行う」ものとするにより、指定弁護士は捜査に関しても検察官と基本的に同一の権限を有することになるわけです。同時に、付審判の制度において、捜査の指揮は検察官に囑託して行うとされているのは、捜査の指揮が円滑に行われるようにするという趣旨によるものといえますが、検察審査会の法的拘束力のある起訴相当の議決に基づいて公訴が提起される場合の指定弁護士による捜査の指揮についても、その点で事情は何ら異ならないと考えられますので、その点も、付審判の場合と同様とした次第です。

2 「2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方」について

(1) リーガルアドバイザー（仮称）の委嘱

次に、2頁、「2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方」の「(1) リーガルアドバイザー（仮称）の委嘱」においては、まず、アで、検察審査会が必要と認めるときに、弁護士のうちから、リーガルアドバイザーを委嘱することができるものとするほか、議決の要件のところ述べてきた二段階案を前提として、1(2)の再度の審査を行う場合には、リーガルアドバイザーを委嘱しなければならないものとしております。

この点に関し、たたき台では、検察審査会が必要と認めるときにリーガルアドバイザーを委嘱することができるものとするA案、検察審査会が必要と認めるときに委嘱することができるほか、法的拘束力のある起訴相当の議決を行うに当たっては、リーガルアドバイザーの委嘱をしなければならないものとするB案、不起訴処分の当否を審査をする場合には、リーガルアドバイザーを委嘱しなければならないものとするC案の3つが掲げられておりましたが、検討会の議論では、B案を支持する意見が多数であったといえます。

そこで、基本的にはB案によりましたが、複数の委員からご指摘があったように、B案では具体的にどの時点からリーガルアドバイザーが関与することになるのかが必ずしも明確ではなかったことに加え、二段階目の審

査は、最終的に公訴提起に直結する決定がなされ得る局面でありますから、審査の当初からリーガルアドバイザーが関与し、その審査をより充実したものとすることが適切だと考えられましたことから、二段階目の審査においては、当初から、リーガルアドバイザーの委嘱を必要的なものとする案とした次第です。

イは、リーガルアドバイザーの職務内容についてです。検察審査会長の指揮監督を受けて、法令・判例の説明や、問題点及び証拠の整理、事件に関する意見を述べること、議決書作成の補助等の職務を行うものとしております。

これは、基本的には、たたき台と同趣旨ですが、検討会における議論では、リーガルアドバイザーが、検察審査員に対し、参考意見を述べることができるものとしても差し支えないとのご意見が多かったことから、イ(ウ)として、当該事件の問題点に関する意見その他の当該事件に関する意見を述べることを、リーガルアドバイザーの職務の一つとして掲げました。

ただ、リーガルアドバイザーが、検察審査会の判断を不当に誘導することがあってはなりませんので、そのような誘導を禁止する旨を、ただし書として明記した次第です。

(2) 検察審査員の義務・解任、(3) 罰則、(4) 検察審査員の欠格事由等の見直し

次に、3頁、「(2) 検察審査員の義務・解任」、「(3) 罰則」、「(4) 検察審査員の欠格事由等の見直し」については、たたき台と同様に、裁判員制度における同様の項目についての検討を踏まえ、検討ないし見直すものとしております。両制度は、基本的に、無作為抽出を基本として選任された一般国民が司法に参加するという点では共通しており、(2)ないし(4)の項目のいずれについても、両制度の違いを考慮しつつも、裁判員制度についての検討を踏まえて検討する必要があると考えられますので、裁判員制度についてもなお検討の途次にある現段階においては、たたき台と同様の記載としておくのが適切だと考えた次第です。

(5) 付審判請求手続との調整

3 頁の「(5) 付審判請求手続との調整」では、同一事件について付審判請求に係る審理と検察審査会の審査が並行して行われている場合において、前者の手続で裁判所が付審判の決定をし、又は、後者の手続で検察審査会の 2 度目の起訴相当の議決に基づき指定弁護士が公訴を提起したときは、それぞれ、他方にその旨を通知するものとしております。

起訴が二重に行われることを防ぐため、このような通知が必要であるというご意見があったことを踏まえたものです。

(6) 検察審査会の配置の見直し

3 頁の下の方の「(6) 検察審査会の配置の見直し」においては、検察審査会法第 1 条第 1 項ただし書につき、検察審査会の数の下限の定めを撤廃するものとするという案をお示ししました。

検察審査会の議決に法的拘束力を与えるものとするに伴い、検察審査会がこれまで以上に適正かつ充実した審査を行うことができるようにするとの観点からも、検察審査会の配置を合理的なものに見直すことが必要だと考えられますが、その前提として、現行法に置かれている検察審査会の数の下限の定めを撤廃することについて、検討会でも特にご異論はありませんでしたので、その旨を明記したものです。

3 「3 建議・勧告制度の改革」について

次に、4 頁の「3 建議・勧告制度の改革」では、建議又は勧告を受けた検事正は、検察審査会に、当該建議又は勧告に対する回答をしなければならないものとしております。

建議・勧告の制度を充実・実質化するための方策として、たたき台でもこれと同じ案が示されており、検討会でも特にご異論はなかったところで